

〈秋の交通安全〉 人も車も 自転車も安全に

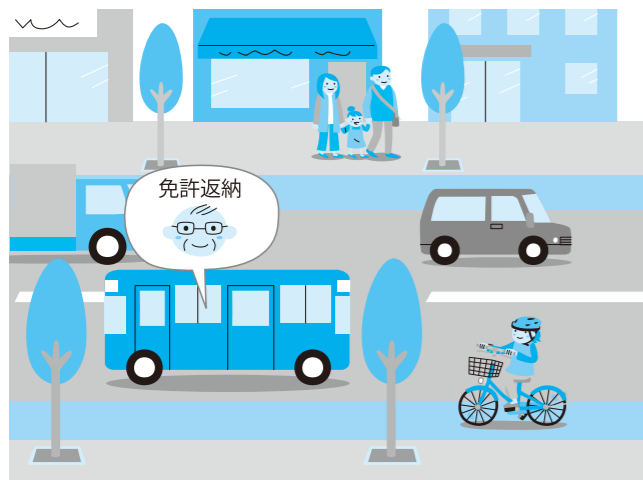
高齢者ドライバーによる事故の増加

高齢者ドライバーによる道路の逆走やブレーキとアクセルの踏み間違いによる痛ましい事故が多く発生しています。

ハンドルなどの操作ミスや、意識がぼんやりした状態で運転する内在的前方不注意など、加齢に伴った判断能力・操作能力の低下が、事故の危険性につながります。

このような事故を減らすために、市では、運転免許証の自主返納を推奨しています。同免許証を自主返納した65歳以上の方には、市コミュニティバス無料乗車券を交付(1人1回限り、50枚。有効期限は交付日から2年を経過した日)しています。

市民協働課 ☎70-5687



秋口になると、日没時間が急激に早まります。例年、夕暮れや夜間は特に、重大事故につながる危険性がある交通事故が多く発生しています。

歩行者だけではなく、自動車や自転車の運転者も事前の準備をしっかりと行うとともに、交通安全を心掛け、事故に遭わないようにしましょう。

自転車の重大交通事故の増加

近年、全国的に自転車が絡む重大事故の発生が多発しています。事故に遭わないため、

自転車乗車時には点検を行い、乗るときは大人でもヘルメットの着用を心掛けましょう。今年4月1日に県が制定した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、高齢者や幼児、児童が自転車を利用する際に、ヘルメットや手袋などの着用を促進する条文が盛り込まれています。

自転車と歩行者の接触事故など、自転車の運転者が加害者となる場合もあり、自転車の無謀運転で歩行者に重大な損害を負わせた事故では、運転者に対し、数千万円の損害賠償が請求された事例もあります。

このような事例を受け、同条例で10月1日より、自転車乗車時の損害賠償責任保険などへの加入が義務化されました。保険加入は被害者を速やかに救済することと、加害者の経済的負担を減らすために有効です。自転車向け保険や自動車保険の特約、火災保険の特約で加入できる場合もあります。

自身や家族の加入状況を再確認し、自転車を利用する時は保険に加入しましょう。

県くらし安全交通課 ☎045-210-3552



あやせ安全・安心メールに登録しましょう

あやせ安全・安心メールは、スマートフォンやパソコンの電子メールを利用したメール配信サービスです。

同サービスは、自然災害や犯罪などが発生した際、登録した方へすぐに電子メールで情報を知らせます。

災害や犯罪などの情報のほかにも、

市のイベント情報や市税納期限情報も配信しています。

登録時は希望する情報の種類と地区(自治会別)を自由に選択できます。

登録は無料ですが、配信登録・解除、メール送受信にかかる通信料などは登録した方の負担です。

市民協働課 ☎70-5687

災害・生活注意情報

火災

防犯

不審者・行方不明者



まずは空メールを送ってね!

登録はMAIL ayase@mpx.wagmap.jpに空メールを送信してください。

来年度の保育所入所希望 受け付け開始 11月1日から

来年度4月からの保育所入所希望を11月1日から受け付けます。

新たに利用を希望する場合は「保育の必要性の認定(支給認定)」を受ける必要があります。

すでに同認定を受けている方でも、有効期間満了や保育を必要とする事由の変更、待機中で来年度4月以降も利用を希望する場合は、同様の手続きが必要です。

現在、子どもが保育所に入所中の方は、継続入所に伴う更新手続きが必要です。必要書類は、入所中の園から11月ごろに配布予定です。

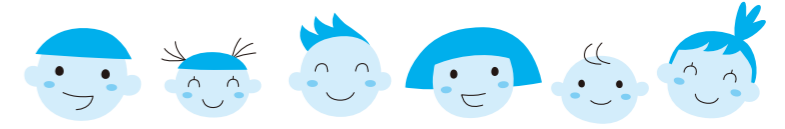
私立幼稚園の入園手続きは各園で行いますが、ドレーパー記念幼稚園・綾瀬中央幼稚園・綾瀬ゆたか幼稚園・(仮称)ピッピこども園(教育部分)の入園を希望する方は、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。すでに認定証を発行済みの方は、認定の確認を行います(書類は園から配布予定)。

10月から幼児教育・保育無償化を開始

10月から幼児教育・保育無償化が始まりました。

対象は、幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設・障害児通園施設などに通う3歳児から小学校入学前までの子どもです(0歳～2歳児は市民税非課税世帯のみ対象)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

子育て支援課 ☎70-5615。障害児通園施設の無償化については障がい福祉課 ☎70-5623



保育所	①綾南保育園(上土棚南)②大上保育園(大上)③つぼみ保育園(深谷中)④吉岡保育園(吉岡)⑤おとぎ保育園(早川)⑥深谷保育園(深谷上)⑦さくらチャイルドセンター(寺尾西)⑧綾瀬いずみ保育園(上土棚北)⑨綾瀬いずみ保育園あす館(上土棚北)⑩綾瀬ゆめっこ保育園(大上)⑪かえでチャイルドセンター(寺尾台)	
認定こども園	①(仮称)ピッピこども園(吉岡)。(来年度4月にピッピこども園から移行予定)	
対	0歳児(受け入れ可能月齢は施設による)～未就学の6歳児 ※保育所⑧は2歳児から、⑨は1歳児まで。定員超過などで待機になる場合あり	
保育を必要とする事由	夜間などを含む就労、母親の妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居が長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDV、その他市が必要と認めた場合	
保育料(0歳～2歳児)	保護者(扶養義務者)の市民税所得割課税額の合計で保育料を算定 ※来年度4月～8月分は今年度の同課税額、9月～令和3年3月分は来年度の同課税額	
申込用紙	10月1日から、子育て支援課で配布(市ホームページからダウンロード可)	
申	市内保育所	申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて、11月1日～29日に子育て支援課へ直接(郵送不可)
	市外保育所	保育所の名称、申込期間・要件などを保育所がある市区町村で事前に確認の上、申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて、保育所がある市区町村の申込期限の1週間前までに綾瀬市役所子育て支援課へ直接(郵送不可)

知っていますか 行政相談委員、人権擁護委員

行政相談委員は「行政相談」を、人権擁護委員は「人権身上相談」を毎月受け付けています(日時などは広報あやせ毎月15日号に記載)。

市民課 ☎70-5605

行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱します。国の仕事などへの意見や苦情・要望を聴き、その解決を目指しています。

委員▷山田慶二氏▷坂田秀彦氏

総務省神奈川行政評価事務所 ☎0570-09-0110か同課▷その他相談日以外は同事務所受け付け

●特設相談会 10月7日～13日の行政相談週間にちなんで開催。相談内容は医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など。時10月15日(火)13時～16時 市役所1階市民ホール

●退任した行政相談委員に感謝状 同委員として12年間活躍された池田久雄氏の退任に伴い、総務大臣感謝状が贈

られました。

人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱します。人権を守るために相談を受けたり、人権の大切さを広めたりするための活動を行っています。

委員▷小川早苗氏▷落合あい子氏▷栗原博之氏▷和田美奈子氏▷池田雄一氏▷古塩佳子氏(新任)

●新任委員を委嘱 同委員として活躍された綱島好夫氏の退任に伴い、新たに古塩佳子氏が10月に委嘱されます。